

その賃金は 当たり前じゃない!!

会計年度任用職員の
賃金・労働条件制度調査報告と組合活動の紹介



はじめに

2020年4月に新たな一般職非常勤である「会計年度任用職員」制度がスタートし、臨時・非常勤等職員の多くが会計年度任用職員になりました。

自治労ではこの間、臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定にむけて長年取り組んできました。会計年度任用職員制度の移行時にはそれぞれの自治体の組合で新制度確立にむけて賃金・労働条件の改善、雇用継続を勝ち取るために粘り強い交渉を続けてきました。

自治労は2020年6月に「自治体会計年度任用職員の賃金・労働条件制度調査」を行いました。今回の調査から期末手当の支給、休暇制度の改善など法改正の成果はあったものの、フルタイムから短時間への移行など制度変更により生じた課題も見えてきました。自治労は引き続き雇用の安定やさらなる処遇改善を求めて取り組みを進めます。

このパンフレットでは調査報告と合わせて、自治労の組合活動も紹介しています。これからの組合活動と仲間づくりの参考にしてください。

行動しないと
変わらない



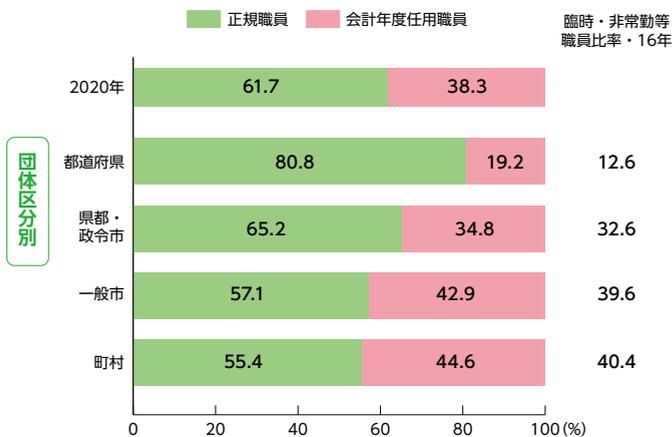
2020年度 会計年度任用職員の 賃金・労働条件制度調査・報告

制度調査概要

- (1) 調査基準 2020年6月1日
- (2) 調査対象の自治体 自治労加盟単組のある自治体
- (3) 調査対象 【共通設問】2020年6月在職の会計年度任用職員
【職種別設問】保育士 学校給食調理員、図書館職員、看護師、ケースワーカー、一般事務
- (4) 有効回答数 【共通設問】781自治体
【職種別設問】自治体数 保育士630、学校給食調理員487、図書館職員530、看護師481、ケースワーカー118、一般事務758

会計年度任用職員と正規職員の比率

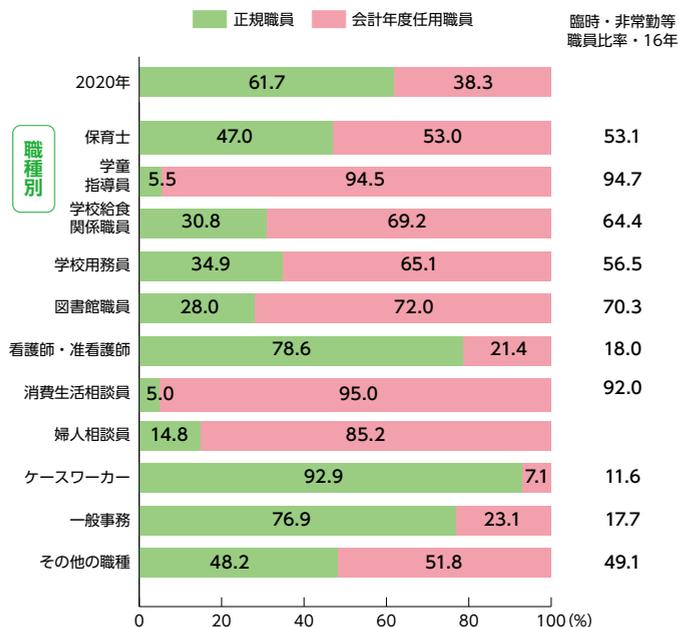
会計年度任用職員の比率



調査自治体における会計年度任用職員の平均比率は38.3%でした。特に一般市、町村が4割を超えています。

職種ごとにみた会計年度任用職員の比率

会計年度任用職員の職種別の比率

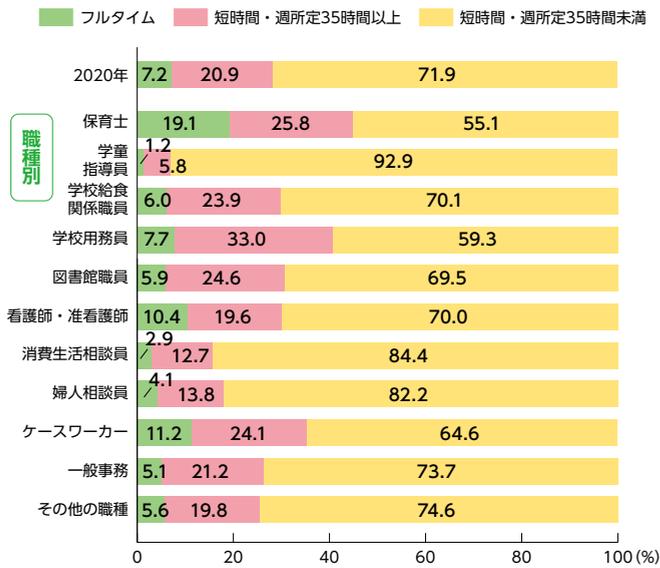


調査した職種別の比率でみると、消費生活相談員、学童指導員が9割以上、婦人相談員が8割以上、図書館職員が7割以上、学校給食関係職員、学校用務員が6割以上となっています。会計年度任用職員は行政サービスにおいてなくてはならない存在となっています。



会計年度任用職員のフルタイム・短時間比率

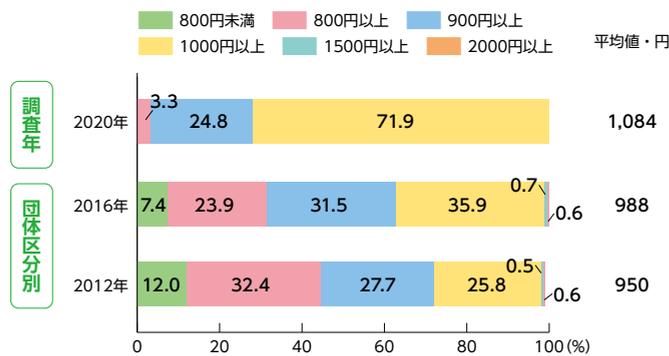
会計年度任用職員の就労時間



会計年度任用職員の就労時間をフルタイムと35時間以上フルタイム未満、35時間未満とを比べたグラフです。会計年度任用職員の制度はフルタイムか短時間で処遇の面で大きな違いがあります。就労時間が仕事の内容と量に合っているのか検証してみましょう。

平均時給

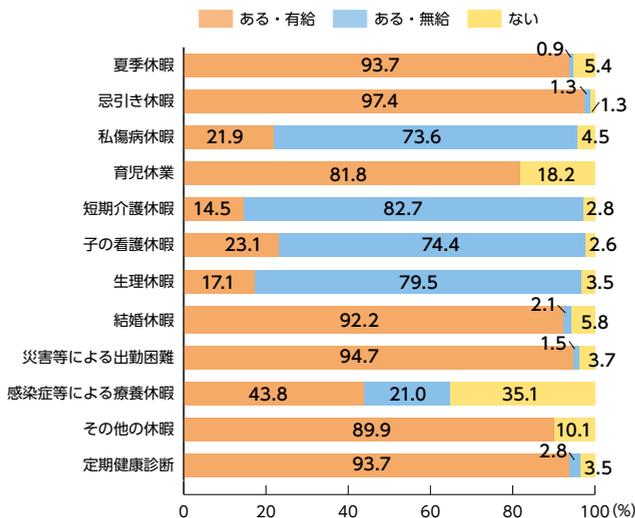
会計年度任用職員の平均時給



会計年度任用職員の全国平均時給は1084円でした。職種別の短時間の会計年度任用職員の平均時給をみると、保育士1077円、学校給食調理員962円、図書館職員990円、看護師1316円、ケースワーカー1245円、一般事務931円でした。仕事の内容、責任に見合った賃金になっているか考えてみましょう。

短時間の会計年度任用職員の休暇制度の有無

短時間の会計年度任用職員の休暇制度

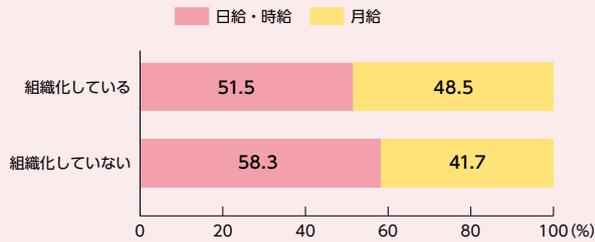


「夏季休暇」や「忌引休暇」「結婚休暇」「災害等による出勤困難」「定期健康診断」がほぼ有給で制度化されています。無給の休暇制度については正規職員の休暇制度を確認し均衡待遇になっていない場合は改善を求めていきましょう。



賃金の支給形態の割合

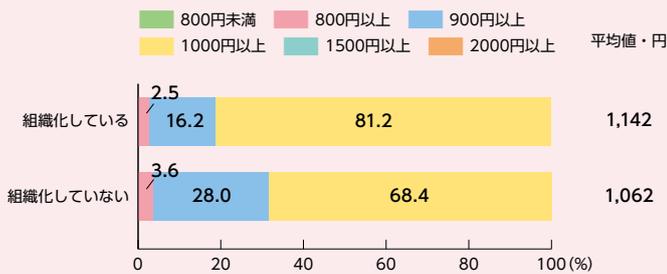
賃金の支給形態の割合



日給・時給の場合は、月の出勤日によって収入が変動してしまいます。組合は会計年度任用職員制度への移行時に恒常的に働く会計年度任用職員には安定した収入を求めて月給を要求してきました。調査結果からは、当事者が組合に加入している自治体のほうが月給の割合が高くなっています。

平均時給

平均時給



平均の時給を比較しています。当事者が組合加入している自治体では時給が1000円以上の割合が81.2%と、加入していない自治体より高くなっています。

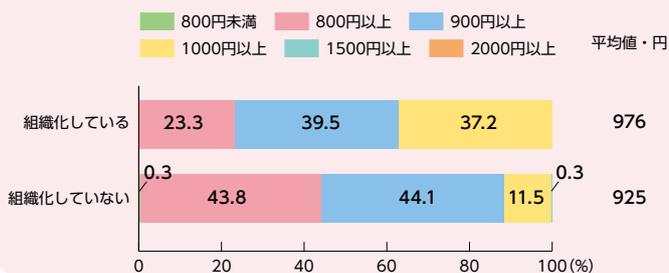
組合活動の効

会計年度任用職員制度への移行時に組合に加入している自治体は、加入していない自治体と比較して賃金・労働条件が向上しています。



一般事務（短時間）の任用時の時給

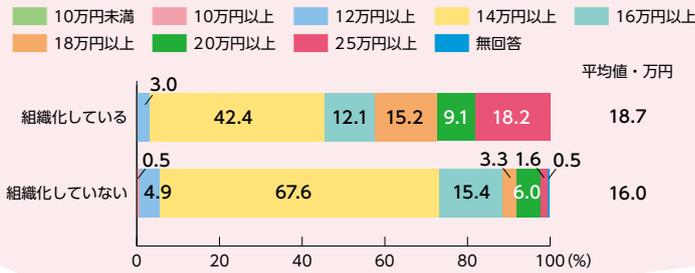
一般事務短時間の任用時の時給



短時間の一般事務で採用された時の時給を比較しています。組合加入している自治体は900円以上の割合が76.7%、そのうち1000円以上が37.2%となっているのに対し、会計年度任用職員が組合加入していない自治体では44.1%が900円未満となっています。

一般事務（フルタイム）の任用時の月給

職種別の任用時の月給



フルタイムの一般事務で採用された時の月給を比較しています。組合加入している自治体の54.6%が16万円以上となっています。

活動の果

任用職員が
いる自治体と
ない自治体の
を比較しています。

短時間の期末手当の支給月数

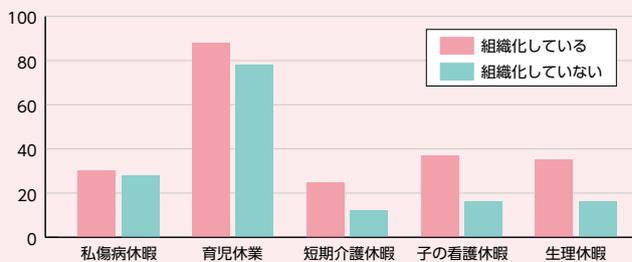
短時間の期末手当支給月数



会計年度任用職員制度では短時間でも期末手当の支給が可能となりました。しかし、支給月数はそれぞれの自治体が決めることになっています。組合ではこれまで常勤職員と同等の2.6か月分の支給を求めて交渉を続けてきました。2.6か月分に満たない自治体の組合も継続して常勤職員と同等の支給を求めています。

休暇制度

短時間、有給休暇



会計年度任用職員の休暇制度のうち、有給の休暇の割合を示しています。

フルタイム、短時間ともに組合加入している自治体のほうが有給の割合が高くなっています。

●フルタイム勤務 組織化状況

	夏季休暇	忌引き休暇	私傷病休暇	育児休業	短期介護休暇	子の看護休暇	生理休暇	結婚休暇
組合加入	100.0	100.0	40.5	89.3	28.9	46.3	34.7	95.0
未加入	96.0	97.7	18.3	83.7	10.7	18.3	12.3	91.7

●短時間勤務 組織化状況

組合加入	96.7	99.1	29.8	88.4	24.7	38.6	26.5	93.5
未加入	92.6	96.8	18.9	79.3	10.6	17.2	13.5	91.7

組合の取り組み

●富良野市労連

新制度、会計年度任用職員の交渉で 昇給金額のアップ!

北海道 富良野市労連



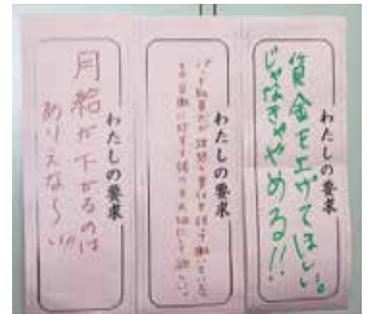
北海道の富良野市職員労働組合連合会には会計年度任用職員の組合員が18人加入しています。2020年4月に会計年度任用職員制度ができる前は臨時職員、嘱託職員として富良野市で働いていました。

新しい制度ができる前年の2019年に組合は、会計年度任用職員制度について3回の交渉を行い、賃金や休暇制度について臨時職員や嘱託職員の要望を伝え、制度をつくるにあたっては事前に労働組合と協議することを確認しました。

2020年1月に富良野市から提案された内容は、賃金は現在の臨時職員、嘱託職員とほぼ変わらず、経験年数による賃金のアップは1年で2号俸(パートタイムは約1,700円、フルタイムは約2,300円アップ)でした。これは総務省が出しているマニュアルよりも低い水準でした。

組合は提案された翌日から3回続けての総務部長と団体交渉を行いました。交渉前には臨時職員、嘱託職員の思いをステッカーに書いてもらい交渉の会場や会場前の廊下に張り出しみんなの思いを伝えました。交渉では組合役員だけでなく、臨時職員、嘱託職員の組合員からも直接思いを伝えました。

交渉の結果、経験年数による賃金のアップを1年間で4号俸(約パートタイムは約3,400円、フルタイムは約4,500円アップ)とすること、病気休暇も無給から有給の12日に、家族看護休暇も無給から有給で年5日に拡充することができました。



●市川市職員組合

これまでの成果をもとに さらにステップアップ!

千葉県本部 市川市職員組合
市川市会計年度任用職員労働組合

市川市では2005年に保育園で働く臨時職員で市川市保育関係職員労組(以下保育労)を結成しました。結成後は毎年、要求・交渉を重ねて、賃金のアップや休暇制度の整備など労働条件の改善を勝ち取ってきました。また、保育労、市職、当局と三者で協議の場を設置し、当時の法制度の中での改善策として臨時職員から非常勤職員、そして任期付短時間職員(調理員のみ)と任用根拠も変更してきました。

保育労では地公法改正があった2017年から学習会や意見交換会の開催と、組合と当局の三者で新制度について協議をしてきました。

2019年7月に当局から新しい制度について提示があり、内容について事務折衝と交渉を重ねました。交渉の結果、提示された内容を改善することができました。例えば昇給制度は任期付の時より改善され、栄養士・保育士の月額最高247,600円(1級93号)となりました。経験年数の長い組合員の中には月額約4万円の報酬額アップに加え期末手当(2.6月分)の支給で年収が大きく改善された人もいます。また病気休暇の有給化など休暇制度の改善も勝ち取りました。

組合は2020年4月の制度開始に合わせて、保育労から会計年度任用職員労働組合に名称変更を行い、市川市役所に勤務する全ての会計年度任用職員を対象に組合加入を呼びかけ新しく組合員も50人以上増えました。引き続き会計年度任用職員のさらなる処遇改善にむけて活動を続けています。



組合に入って
一緒に変えていこうよ！



むらさめ

組合って なに？

賃金や手当、労働時間や休日・休暇、職場の環境……ほかに、職場に慣れるにつれて、疑問に思うこと、改善して欲しいことがありませんか？それを個人でうたえてもなかなか通りません。労働組合は働くうえでの疑問や要望に対して組合員の意見をまとめ、労働者の代表として、使用者（雇用主・当局）と対等な立場で話し合うための組織です。

自治労 とは

自治労は市役所や保育所、学校、福祉施設など公共サービスの職場で働く人たちが作る労働組合の集まりです。

自治労には、北海道から沖縄まで、全国約77万人の組合員がいます。公務、民間、正規、非正規に関わらず同じ「自治労」の仲間です。

自治労の 活動

自治労では全国や都道府県単位で非正規労働者の集会など組合員同志の交流の場を設け組合活動や労働条件について学習と情報交換を行っています。

その他にも機関紙やリーフレットの発行やインターネットを通じて組合活動に必要な情報を自治労加盟の労働組合に発信しています。

全国の組合員の声を集めて、総務省や厚生労働省に制度改正の要求、国会議員への要請行動にも取り組んでいます。

詳しくは自治労HPへ →



お問い合わせ

自治労総合組織局

TEL : 03-3264-2593 E-mail : soshikikakudai@jichiro.gr.jp

発行日 2021年1月